

# 令和元年 最低賃金 改定のお知らせ

いつもお世話になっております。

今年の最低賃金が発表されましたので、ご確認下さい。

|         | 改定額/円      | 昨年/円  | 引き上げ額/円 | 発効の年月日     |
|---------|------------|-------|---------|------------|
| 最大(東京)  | 1013       | (985) | 28      | 令和元年 10月1日 |
| 大阪      | 964        | (936) | 28      | 令和元年 10月1日 |
| 京都      | 909        | (882) | 27      | 令和元年 10月1日 |
| 兵庫      | 899        | (871) | 28      | 令和元年 10月1日 |
| 滋賀      | 866        | (839) | 27      | 令和元年 10月3日 |
| 奈良      | <b>837</b> | (811) | 26      | 令和元年 10月5日 |
| 和歌山     | 830        | (803) | 27      | 令和元年 10月1日 |
| 最小(15県) | 790        |       |         |            |
| 全国加重平均  | 901        | (874) |         |            |

※最小(15県)・・・青森、秋田、岩手、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

いかがでしょうか。ついに時給が1000円以上のところも出てまいりました。(東京以外は神奈川の1011円)

奈良(837円)は一番、最低賃金が高い東京(1013円)と比べて176円低く、一番低い最低賃金(790円)と比べて47円高く、また、加重平均と比べると64円低くなっております。

奈良でいいますと、昨年と比べて26円の上昇となっておりますので、時給だけではなく、月給の方の給与も時給換算にて下回っていないか確認しておきたいところですね。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。